

会 員 各 位

宮城県行政書士会
会 長 高橋 靖祐



行政書士法第14条の規定による
宮城県からの文書指導について

平成28年11月17日付をもって宮城県総務部市町村課より当会会員に対して下記（「市町村第638号抜粋」）のとおり文書指導が行われた旨の通知がありました。

多くの会員各位においては、常日頃から法令遵守の上で業務に精励されていることとは思いますが、このような指導が行われる事実があったことは、甚だ遺憾であります。

行政書士業務に当たっては、関係法令等に違反する事のないよう、今後なお一層、ご注意願います。

【市町村第638号抜粋】

確認した事実

- (1) 補助者の業務内容を充分把握せず、補助者に対し職印を貸与するなど、その指導・監督が不十分であったこと。
- (2) 受託した業務に関する帳簿に記載すべき事項として知事が定める「受託番号及び作成書類の枚数」の記載をしていなかったこと。
- (3) 事務所の見やすい場所に、その業務に関し受ける報酬の額を掲示しなかったこと。

適法性

- (1) 宮城県行政書士会会則施行規則（昭和63年宮公88公示第8号）第13条及び宮城県行政書士会補助者規則（宮城県行政書士会平成15年9月8日施行）第5条では、補助者に対する指揮命令及び監督について規定されているところ、当該行政書士の行為は、これに反するものであり、会則の遵守義務を定めた法第13条に違反するものである。
- (2) 法第9条及び行政書士法施行細則（昭和26年宮城県規則第33号）第3条では、行政書士が受託した業務に関する帳簿への記載事項が規定されているところ、当該行政書士の行為は、これに違反するものであり、法第9条に違反するものである。
- (3) 法第10条の2は、その業務に関し受ける報酬の額の掲示について定めているところ、当該行政書士の行為はこれに反するものであり、同条の規定に違反するものである。

※なお、事件受託簿は、宮城県行政書士会ホームページ（<http://www.miyagi-gyosei.or.jp/>）会員専用よりログインし会則施行規則様式第7号・8号（excelファイル）をダウンロードし保存していただきますと、年間業務取扱報告書に反映される演算式が入力されておりますのでご利用ください。

また、様式をダウンロードし直接ご記入いただいても結構です。